

作成日 : 2013 年 3 月 28 日  
改訂日 : 2025 年 5 月 30 日

# 安全データシート

## 【1. 化学品及び会社情報】

化学品の名称 : ルナウイング (プライマー)  
会社名 : YAMAKIN株式会社  
住所 : 〒543-0015 大阪府大阪市天王寺区真田山町3番7号  
電話番号 : 06-6761-4739  
FAX番号 : 06-6761-4743

## 【2. 危険有害性の要約】

### GHS 分類

#### 物理化学的危険性

・引火性液体 : 区分2

#### 健康に対する有害性

・眼に対する重篤な : 区分2

#### 損傷性／眼刺激

#### 急性

・生殖毒性 : 区分2

・特定標的臓器毒性

単回ばく露 : 区分3(麻酔作用、気道刺激)

反復ばく露 : 区分2(血液)

・吸引性呼吸器有害性 : 区分2

・誤えん有害性 : 区分1

#### ラベル要素

・表示 :



・注意喚起語 : 危険

・危険有害性情報 : 引火性の高い液体及び蒸気

眼刺激

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

眠気又はめまいのおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

長期又は反復ばく露による血液の障害のおそれ

飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ

#### 注意書き

・安全対策 : 使用前に取扱説明書を入手すること。  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。

- 容器を密閉しておくこと。  
 容器を接地すること、アースをとること。  
 火花を発生させない工具を使用すること。  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 この製品を使用する時に、飲食をしないこと。  
 換気の良い区域でのみ使用すること。  
 適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
 ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・応急措置
- : 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
 火災の場合には、適切な消火方法をとること。  
 飲み込んだ場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。  
 皮膚に付着した場合、皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを求めること。  
 吸入した場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。  
 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・保管
- : 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。  
 施錠して保管すること。
- ・廃棄
- : 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

### 【3. 組成及び成分情報】

単一製品・混合の区別 : 混合物  
 成分及び含有量 :

| 化学物質名 | 化学式                             | 含有率<br>wt% | CAS No. |
|-------|---------------------------------|------------|---------|
| アセトン  | C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> O | 99.0~99.5  | 67-64-1 |

### 【4. 応急措置】

- 目に入った場合
- : コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。  
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。  
 この製品が眼に入った場合、一刻も早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要がある。不十分であると不可逆的な眼の傷害を生ずるおそれがある。

- 皮膚に付着した場合 : 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。  
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。  
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。  
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。  
清浄な水で 15 分以上注意深く洗うこと。  
皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
- 吸入した場合 : 被災者をただちに空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 : 水で口の中をよく洗浄する。  
吐かせないこと。  
外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は、直ちに医師の診断を受ける。

## 【5. 火災時の措置】

- 消火剤 : 小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤  
大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水
- 特有の危険有害情報 : 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。  
極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
加熱により容器が爆発するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
容器が熱に晒されているときは、移さない。  
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。  
風上から消火する。

## 【6. 漏出時の措置】

- ・ 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 全ての着火源を取り除く。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
関係者以外の立入りを禁止する。  
密閉された場所に立入る前に換気する。  
風上に留まり低地から離れる。
- ・ 環境に対する注意事項 : 河川、水路や下水に流れ込ませないように注意すること。
- ・ 封じ込め及び浄化の方法／機材 : おがくず、ウェス、砂等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。  
少量の場合：吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。  
大量の場合：盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

## ・二次災害の防止策

る。

散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

蒸気発生が多い場合は、噴霧注水により蒸気発生を抑制する。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

**【7. 取扱い及び保管上の注意】**

## 取扱い

- ・技術的対策 : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- ・局所排気／全体換気 : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
- ・接触回避 : 混触危険物質との接触をさけること。
- ・安全取扱注意事項 : 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
眼への刺激性があるので眼に触れないようにする。  
皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう防護具を完備する。

## 保管

- ・技術的対策 : 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。保管場所は、耐火構造、床は不浸透性のものとし、地下への浸透、外部への流出を防止する。
- ・保管条件 : 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。  
酸化剤から離して保管する。
- ・容器包装材料 : データなし

**【8. ばく露防止及び保護措置】**

管理濃度 : 設定されていない。

許容濃度 :

| 成分   | 化学式                             | 日本産業衛生学会<br>(2024 年版)<br>許容濃度<br>ppm | ACGIH<br>(2021 年版)<br>許容濃度 TLV-TWA<br>ppm |
|------|---------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|
| アセトン | C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> O | 200                                  | 250                                       |

## 設備対策

- : 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。

「火気厳禁」、「関係者以外立入禁止」等の必要な標識を見やすい箇所に掲示すること。

安全管理のため状況に応じて、ガス検知器等を設置する。

局所排気装置、手洗い・洗顔設備、安全シャワー、洗眼器など。

#### 保護具

- ・呼吸器の保護具 : 適切な呼吸用保護具を着用する。
- ・手の保護具 : 適切な保護手袋を着用すること。
- ・眼の保護具 : 適切な保護眼鏡を着用すること。
- ・皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用すること。

#### 衛生対策

- : 取扱い後はよく手を洗うこと。

## 【9. 物理的及び化学的性質】(アセトンとして)

### 物理的状態、形状、色など

- ・物理状態 : 液体
- ・色 : 無色
- ・臭い : 特有の刺激臭
- ・融点/凝固点 : -95℃以下
- ・沸点又は初留点及び沸  
点範囲 : 56℃
- ・可燃性 : データなし
- ・爆発下限界及び上限界 : 下限 2.6vol%、上限 12.8vol%
- ・引火点 : -17℃ (タグ密閉)
- ・自然発火点 : 570℃以上
- ・分解温度 : データなし
- ・pH : 中性
- ・動粘性率 : データなし
- ・溶解度 : 水に完全に溶解する。有機溶剤に溶解する。
- ・n-オクタノール/水分配  
係数 : -0.24
- ・蒸気圧 : 24,100Pa (20℃)
- ・密度及び/又は相対密度 : 0.791g/cm<sup>3</sup> (20℃)
- ・相対ガス密度 : 2.0
- ・粒子特性 : データなし

## 【10. 安定性及び反応性】

- 安定性・反応性 : 通常の取り扱いにおいては安定である。加熱により発火する。
- 危険有害反応の可能性 : 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
- 避けるべき条件 : 加熱。高温。
- 混触危険物質 : 強酸化剤。強酸。強アルカリ。
- 危険有害な分解生成物 : 加熱分解、燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

## 【11. 有害性情報】(アセトンとして)

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 急性毒性                | <p>: 経口／ラットの LD50 値 &gt;5,000 mg/kg SIDS (1999)<br/>         経皮／ウサギの LD50 値 &gt;5,000 mg/kg SIDS (1999)<br/>         吸入／ラットの LD50 値 32,000 ppm (75.8 mg/L) SIDS (1999)<br/>         ため、区分外とした。<br/>         蒸気は、眼、気道を刺激し、中枢神経系、肝臓、腎臓、胃に影響を与え、意識喪失を起こすことがある。<br/>         多量の吸入により眼、喉の刺激、不快感、頭痛、吐気、知覚麻痺、血圧低下、呼吸速度の上昇と不規則が報告されている。<br/>         経口で 200 mL ほど摂取したヒトの症状は 30 分後に昏睡状態、頬の紅潮が現れ、呼吸が浅くなり昏睡状態に陥ったが、治療により快復する。</p> |
| 皮膚腐食性/刺激性           | <p>: ウサギの皮膚に対して刺激性なしとのことから、区分外とした。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 眼に対する重篤な<br>損傷性/刺激性 | <p>: 蒸気はヒトの眼を刺激する。しかし、ばく露が止まると刺激性は続かない。<br/>         ウサギでは severe という結果が報告されている。<br/>         角膜上皮は破壊されるが、基質までは至らず、角膜上皮の破壊は 4-6 日で回復する。アセトン腐食性の眼刺激性ではない。<br/>         眼刺激 (区分 2)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 呼吸器感作性または<br>皮膚感作性  | <p>: Mouse ear swelling test 及び Guinea pig maximization test で陰性のため、区分外とした。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 生殖細胞変異原性<br>発がん性    | <p>: <i>in vitro</i> 小核試験で陰性のため、区分外とした。<br/>         ACGIH グループ A4 (ヒト発がん性に分類できない物質) のため区分外とした。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 生殖毒性                | <p>: 疫学調査で流産への影響なし。<br/>         ラットの高濃度ばく露 (11,000 ppm (20 mg/L)) でわずかな発生毒性 (胎児体重減) が、マウスの高濃度ばく露 (6,600 ppm (15.6 mg/L)) で胎児体重減、後期吸収発生率増が報告されている。<br/>         生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑いがあるため区分 2 とした。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 特定標的臓器毒性<br>単回ばく露   | <p>: ヒトへの 12,000 ppm のばく露で喉の刺激、200 mL を飲み込んだ男性に昏睡 (12 時間後意識回復)、12,000 ppm ばく露した労働者に頭痛、めまい、足の脱力、失神及びラットの吸入試験で中枢神経の抑制が認められている。<br/>         麻酔作用を有する。<br/>         吸入すると上部呼吸器系を刺激する。<br/>         1,190、2,400 mg/m<sup>3</sup>/6h のばく露で鼻、喉、気管の刺激、1,000 ppm/4h のばく露で喉の刺激が報告されている。<br/>         呼吸器への刺激のおそれ (区分 3)、眠気又はめまいのおそれ (区分 3)。</p>                                                                                   |
| 反復ばく露               | <p>: ボランティアによる試験で 500 ppm、6 時間/日、6 日のばく露群に白血球、好酸球の有意な増加及び好中球の貪食作用の有意な減少が観察されている。<br/>         ラット、マウスの試験でもガイドライン上限値を大きく超えた投与量ではあるが、ヒトに見られたと同様な血液学的変化が認められた。<br/>         長期又は反復ばく露による血液の障害のおそれ (区分 2)。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 吸引性呼吸器有害性           | <p>: 動粘性率は計算値で 0.426 mm<sup>2</sup>/sec.、化学性肺炎の動物データが無いが、C13 以下のケトンであることにより区分 2 とした。<br/>         飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ (区分 2)。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

誤えん有害性 : 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ (区分 1)。

## 【12. 環境影響情報】

生態毒性 : データなし  
 残留性・分解性 : データなし  
 生体蓄積性 : データなし  
 土壌中の移動性 : データなし  
 オゾン層への有害性 : データなし  
 水生環境有害性 (急性) : 魚類、ファットヘッドミノー LC50>100 mg/L/96H 区分外とした。  
 水生環境有害性 (慢性) : 難水溶性でなく (水溶解度  $1.00 \times 10^6$  mg/L25)), 急性毒性が低いことから、区分外とした。

## 【13. 廃棄上の注意】

環境上望ましい廃棄又はリサイクルに関する情報

- ・ 残余廃棄物 : アセトンの廃油、高濃度排水、スラッジ等はそのまま又は易燃性溶剤と共に、少量ずつ焼却炉に噴射して焼却処理する。  
 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・ 汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 【14. 輸送上の注意】

国際規制

- ・ 海上規制 : IMO の規制に従う。  
 UN No. : 1090  
 Proper Shipping Name. : Acetone  
 Class : 3  
 Packing Group : II
- ・ 航空輸送 : ICAO の規制に従う。  
 UN No. : 1090  
 Proper Shipping Name. : Acetone  
 Class : 3  
 Packing Group : II
- ・ 国連分類 : 国連番号 : 1170  
 品名 : エタノール溶液  
 国連危険性有害クラス : 3  
 容器等級 : II

国内規制

- ・ 陸上輸送 : 消防法の規制に従う。
- ・ 海上輸送 : 船舶安全法の規制に従う。  
 国連番号 : 1090  
 品名 : アセトン



|        |                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 航空輸送 | クラス：3                                                                               |
|        | 容器等級：II                                                                             |
| 安全対策   | ： 航空法の規制に従う。                                                                        |
|        | 国連番号：1090                                                                           |
|        | 品名：アセトン                                                                             |
|        | クラス：3                                                                               |
|        | 容器等級：II                                                                             |
|        | ： 消防法の規定に従う。                                                                        |
|        | 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。                              |
|        | 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。                                           |
|        | 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。 |
|        | 移送時にイエローカードの保持が必要。                                                                  |

## 【15. 適用法令】

|             |                                             |
|-------------|---------------------------------------------|
| 労働安全衛生法     | ： 施行令 第 18 条及び第 18 条の 2 (名称等を表示すべき危険物及び有害物) |
|             | 施行令 別表第 1 危険物 (引火性のもの)                      |
|             | 有機則 第 2 種有機溶剤                               |
| 化学物質管理促進法   | 該当しない                                       |
| (PRTR 法)    | ：                                           |
| 特定化学物質の環境への | ： 該当しない                                     |
| 排出量の把握等及び管理 |                                             |
| の改善の促進に関する法 |                                             |
| 律           |                                             |
| 毒物及び劇物取締法   | ： 該当しない                                     |
| 大気汚染防止法     | ： 該当しない                                     |
| 船舶安全法       | ： 危規則 第 3 条危険物告示別表第 1 (引火性液体)               |
| 航空法         | ： 施行規則 第 194 条危険物告示別表第 1 (引火性液体)            |
| 港則法         | ： 該当しない                                     |
| じん肺法        | ： 該当しない                                     |
| 輸出貿易管理令     | ： 輸出貿易管理令別表第 2 (アセトンを 50%を超えて含有する)          |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | ： 第 2 条第 7 号麻薬向精神薬原料 (アセトンを 50%を超えて含有する)    |
| 消防法         | ： 危険物 第 2 条第 4 類第 1 石油類 (水溶性液体) 危険等級II      |

## 【16. その他の情報】

本製品は歯科用レジン of の構成品です。用途の変更や一般家庭での使用は避けてください。  
 注意事項は、通常 of の取扱いを対 of したものであり特別 of の取扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施してください。取扱説明書は、使用者がいつでも閲覧できるようにし、本製品の使用中、廃棄するまで大切に保管してください。



また記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しており、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をするものではありません。

**【参考文献】**

- ・(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) ホームページ
- ・職場の安全サイト ホームページ
- ・日本産業衛生学会 許容濃度の勧告 (2024 年度)
- ・ACGIH-TLVs and BEIs (2021)

**【改訂履歴】**

|    |        |     |      |                              |
|----|--------|-----|------|------------------------------|
| 00 | 2013 年 | 3 月 | 28 日 | 初版                           |
| 01 | 2013 年 | 6 月 | 7 日  | 製品群の変更                       |
| 02 | 2014 年 | 4 月 | 3 日  | 製品群及び成分及び含有量の表示方法の変更         |
| 03 | 2025 年 | 5 月 | 30 日 | JIS Z 7252 : 2019 への対応のための改訂 |